

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号		担当課	都市計画課
法令名	土地区画整理法	根拠条項	49 - 1	許認可等の内容	組合の決算報告の承認	
<p>土地区画整理法 (決算報告) 第四十九条 清算人は、清算事務が終了した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。</p> <p>土地区画整理法施行規則 (決算報告書) 第十八条 法第四十九条に規定する決算報告書は、次の各号に掲げる事項を記載して作成しなければならない。 一 組合の解散の時ににおける財産及び債務の明細 二 債権の取立及び債務の弁済の経緯 三 残余財産の処分の明細</p>						